

総社市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第30号

総社市税条例施行規則の一部を改正する規則

総社市税条例施行規則（平成17年総社市規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-------------------------------|
| <p>(軽自動車税の減免) 第8条の2 略 <u>(環境性能割の減免対象)</u> 第8条の3 条例附則第15条の3に規定する軽自動車は、次に掲げるもの のうち市長が必要と認めるものとする。 <u>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者であって市長が別に定めるもの（以 下この条において「身体障害者」という。）が運転する軽自動車であっ て当該身体障害者が取得するもの</u> <u>(2) 精神に障害を有し歩行が困難な者であって市長が別に定めるもの（以 下この条において「精神障害者等」という。）が運転する軽自動車であ って当該精神障害者等が取得するもの（当該精神障害者等が軽自動車を 取得することができないことについて特別の事情があると市長が認め る場合には、当該精神障害者等と生計を一にする者が取得するものを含 む。）</u></p> | <p>(軽自動車税の減免) 第8条の2 略</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(3) <u>身体障害者又は精神障害者等（以下この条において「身体障害者等」という。）と生計を一にする者が当該身体障害者等の通学，通院，通所，生業その他これらに類するもの（次号において「通学等」という。）のために運転する軽自動車であって当該身体障害者等が取得するもの（当該身体障害者等が軽自動車を取得することができないことについて特別の事情があると市長が認める場合には，当該身体障害者等と生計を一にする者が取得するものを含む。次号において同じ。）</u></p> <p>(4) <u>身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が当該身体障害者等の通学等のために運転する軽自動車であって当該身体障害者等が取得するもの</u></p> <p>(5) <u>構造上身体障害者等の利用に供する軽自動車であって市長が別に定める構造を有するもの</u></p> <p>(6) <u>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立当初の役員又は社員から無償で取得し，かつ，当該設立の日から3月以内に道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第67条第1項の規定により所有者の変更について自動車検査証の記入を受けた軽自動車であって，特定非営利活動促進法第11条第1項第3号の規定により当該法人の定款に記載された特定非営利活動に係る事業の用に現に供されているもの</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか，天災その他特別の事情があると市長が認める軽自動車</u> （市税減免決定の通知）</p> <p><u>第8条の4</u> 市長は，条例の定めるところにより市税の減免を決定したときは，当該納税義務者に対して，様式第38号，様式第38号の2又は様式第38号の3による減免決定通知書を発しなければならない。ただし，<u>第8条又は第8条の2第2項の規定により，申請書を提出することを要しないものとされた減免については，この限りでない。</u></p> <p><u>様式第38号（第4条，第8条の4関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第38号の2（第4条，第8条の4関係）</u></p> | <p>（市税減免決定の通知）</p> <p><u>第8条の3</u> 市長は，条例の定めるところにより市税の減免を決定したときは，当該納税義務者に対して，様式第38号，様式第38号の2又は様式第38号の3による減免決定通知書を発しなければならない。ただし，<u>前2条の規定により，申請書を提出することを要しないものとされた減免については，この限りでない。</u></p> <p><u>様式第38号（第4条，第8条の3関係）</u> 略</p> <p><u>様式第38号の2（第4条，第8条の3関係）</u> 略</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|----------------------------------|
| (別紙のとおり) <u>様式第38号の3 (第4条, 第8条の4関係)</u> (別紙のとおり) | <u>様式第38号の3 (第4条, 第8条の3関係)</u> 略 |

附 則
この規則は、令和元年10月1日から施行する。

様式第38号 (第4条, 第8条の4関係)

| | | | | | |
|---|---------------|-----|---------|-----|-----|
| 第 号 | 市税減免決定通知書(税) | | | | |
| 年 月 日 | | | | | |
| 様 | | | | | |
| 総社市長 印 | | | | | |
| 先に申請のありました市税の減免について, 次のとおり減額を決定しましたので通知します。 | | | | | |
| 年 度 別 | 年度 | | | | |
| 税 目 | | | 納税通知書番号 | 第 号 | |
| / | 年 税 額 | 期 別 | | | |
| | | 1 期 | 2 期 | 3 期 | 4 期 |
| 当 初 額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 更 正 額 | | | | | |
| 差 引 減 免 額 | | | | | |
| 事 由 | | | | | |

総社市長



様

年度 軽自動車税減免決定通知書

先に申請のありました市税の減免について，総社市税条例第90条の規定により，次のとおり決定しましたので通知します。

記

| | |
|--------|---|
| 納税義務者名 | |
| 標識番号 | |
| 課税額 | 円 |
| 減免決定額 | 円 |
| 差引納付額 | 円 |